

# ウクライナ・ビジネス支援事業 2024 年度公示分 Q&A

こちらは、以下の質問票からいただいた質問とその回答の一覧です。

⇒ [公示質問書はこちら <5/8\(水\)正午にて質問受付締め切り>](#)

No.	掲載日	分類	該当資料	該当箇所	質問	回答
001	4/26	語学能力	企画書	別紙 3.調査実施体制	調査業務従事者の語学能力はどのように確認するのか。	企画書の別紙 3.調査実施体制「海外業務経験」等の記載内容に基づき、判断させていただきます。
002	4/26	図表	企画書	-	提案製品・技術の説明においても図表や写真の挿入は可能か。	B2. (3)項目以外でも、図表・写真の挿入は可能です。図表内の文字数をカウントするものではありませんが、説明は企画書本文で行ってください。
003	4/26	登記事項証明書	募集要項	第 4、2.応募書類	「登記事項証明書(写)」について、紙を PDF 化したものでなく、法務局から取得した電子データでも可能か。	JICA にて、電子データ版の「登記事項証明書(写)」を入手可能といった情報に触れておらず、発行された書類をスキャンし PDF にしたものを提出ください。なお、同書類申請手続きはオンラインにて行えるようですが、詳細は法務局のご案内を確認ください。
004	4/26	重複応募	募集要項	第 2 応募資格要件 2. (5)	これから申し込む補助金事業等についても、重複応募の制度は適用されるか。	募集要項の p.6「他機関及び JICA 他事業との重複応募」で定めるとおり、他機関・団体から受けている補助金等とは対象国、調査内容等が異なる提案内容であることが提案法人から明示され、JICA がその内容を認める場合には、本支援事業の対象となります。本審査中及び審査後に新たに認められた補助金等の扱いについても、同様です。
005	4/26	機材輸送費	調査支援対象費目	4. 経理処理の基本的な流れ (5)	別添資料 3 の調査支援対象費目 別表において、「機材費」は支出不可と記載あるが、同資料の 4. (5) (p.8) に「自社の製品を現地に発送する送料」は必要経費として JICA コンサルタントが支払うとありますので、どちらが正しいのか。	本事業費で、機材輸送に係る経費を支出することは出来ません。別添資料 3 の内容に誤りがあり申し訳ございません。本文中の「自社の製品を現地に発送する送料」の記載は削除しました。正誤表もご確認ください。